



条例のポイント

①町全体でいじめ防止に取り組むことを宣言

いじめは、家庭や学校、町や地域全体で取り組むべき重要な課題です。『いじめは絶対に許さない』という、姿勢を明確化するとともに、その対策を各々の役割に基づき実施することを宣言しました。

②町全体でいじめの解決に取り組むことを宣言

一方で、発達途上にある多感な子ども達の人間関係においては、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得ることです。早期発見・早期解決により、いじめを深刻化させない対策を実施することを宣言しました。

③役割の明確化

家庭や学校、町や地域が、いじめ防止や解決に向けて、責任を持ってその対策に取り組むことが出来るよう、それぞれの役割を明確化しました。

- ◆**家庭**
 - 子どもとの対話を大切にし、円満な家庭環境を築くとともに、子どもの様子に配慮しながら、いじめは許されない行為であることを教えます
 - いじめを発見した時は、学校等と協力して解決にあたります。

- ◆**学校**
 - いじめ防止のための対策や、早期発見・早期対応、継続的な見守りを行います。
 - いじめが起きたことを確認したら、保護者や町と協力して解決にあたります。必要に応じて、クラスや学年等に状況を説明し、みんなで協力して解決にあたります。

- ◆**町**
 - いじめの防止や解決を図るために必要な施策を講じます。

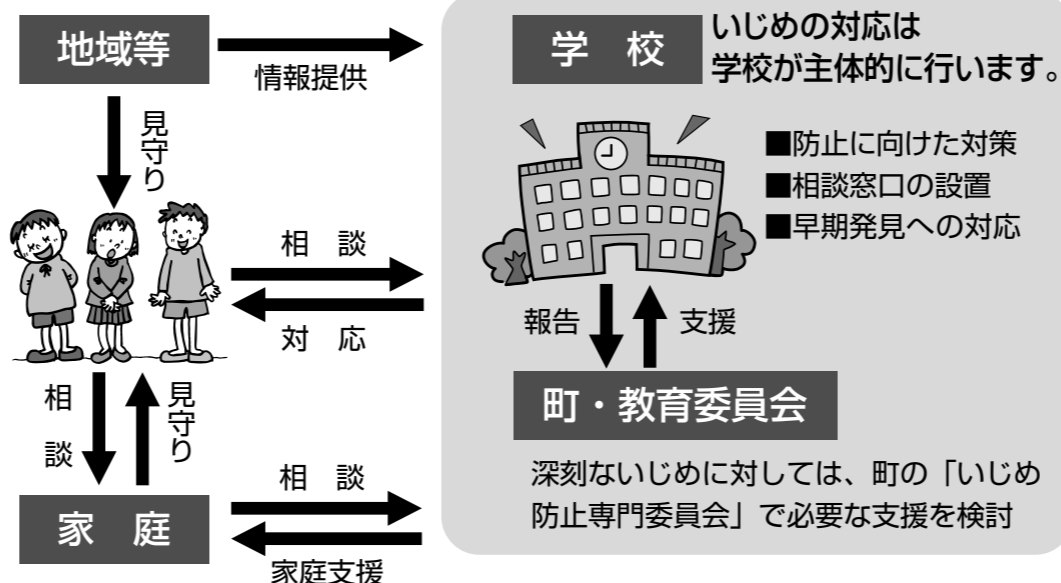
- ◆**地域等**
 - 子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動や行事をつうじて、子ども達の健全育成に協力します。
 - いじめを発見した場合は、学校や町に情報を提供します。



「高森町子どもいじめ防止条例」が施行 町民みんながいじめをなくそう!

高森町では、6月20日「高森町子どもいじめ防止条例」を施行しました。

条例では、深刻化するいじめ問題に対して、高森中学校生徒会が中心となって「全校でいじめのない学校づくり」として制定した『小原が丘憲法』に託した生徒の想いを町民皆さんで共有し、『いじめは絶対に許さない』という姿勢を明確にし、町全体でいじめ防止に取り組むことを宣言しました。町民のみなさんで、高森町の未来の宝である子どもたちを見守り、地域全体で子どもを育てましょう。



④子ども達が相談できる体制の充実化

- ◆**学校**
 - 保健室に『いじめ相談窓口』を設置するなど、安心して相談できる環境を整えます。
- ◆**町**
 - 教育相談室に『子どもいじめ相談窓口』を設置するなど、家庭や地域の皆さんも相談できる環境を整えます。

⑤深刻ないじめが発生したら…

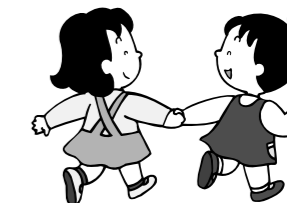
町は、学校で解決が困難な悪質・陰湿ないじめが発生した場合、客観的な立場で調査・調整を行うため「いじめ防止専門委員会」を設置します。

「いじめ防止専門委員会」は、臨床心理士や発達障がい等の専門家で構成し、必要な助言や支援を提案し、学校や家庭・町と協力して解決にあたるほか、当該児童等の以後の見守り等への助言も行っております。

なぜ条例を制定したのか?

平成20年高森中学校では生徒会が中心となって『小原が丘憲法』を制定し、いじめのない学校づくりに取り組んでいます。しかしながら、いじめの背景には、社会や家庭の問題など学校外の要因もあり、幅広く取り組んでいく必要があります。

いじめの対応については、今までどおり子どもや家庭に一番近い存在の学校が中心となって行っていますが、子ども達を取りまく環境にある町民みなさんで、いじめの防止及び解決に取り組むため、共通ルールともいえる条例を制定しました。



いじめに悩んでいたら…相談しよう!

いじめに遭っていたり、いじめを見かけた子は、勇気をだして、家族や学校の先生、信頼できる身近な人に相談してください。

又、いじめを地域の皆さんで見かけたりしたら、速やかに下記へ連絡をお願いします。

■学校のいじめ相談窓口……3校保健室に設置しています。

■高森町いじめ相談窓口
高森町福祉センター1階、教育相談室内
電話/0265-35-9410 有線/89-3400

■お問合せ 高森町教育委員会 電話0265-35-8211 有線89-3200

